

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正後）の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行（一部の規定は平成31年4月1日施行）

1. 基本理念

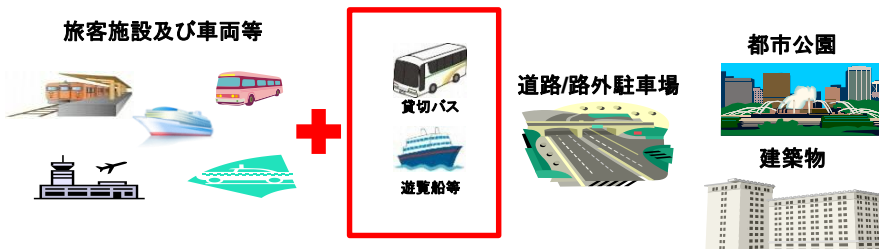
※赤字は法改正を受けた規定

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ・移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

- 貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務



○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国交大臣が新たに作成
- 事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設

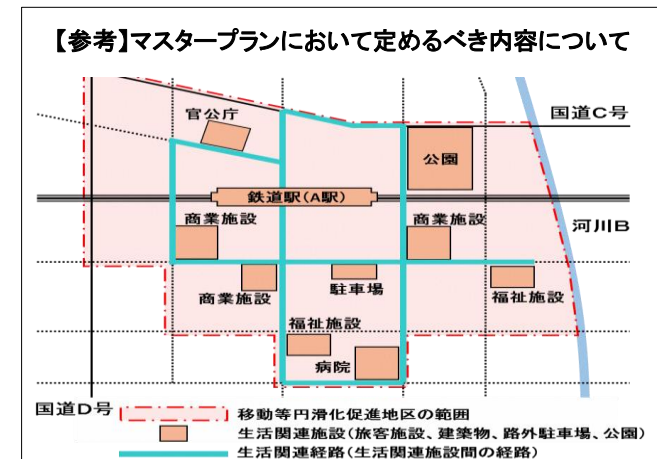
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制 等

3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

- 市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
- 基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化

※平成30年度予算において、マスタープラン作成に係る支援措置を創設



- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定（承継効）・容積率特例制度を創設

4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等

トバリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

リ「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、

リ国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記

- 国が、高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

【着手段階】

庁内体制の構築

(福祉関連部局、都市計画関連部局、建設・土木関連部局等の連携)

協議会の設置

(市町村の担当者、高齢者・障害者等、施設設置管理者、学識経験者等による協議会)

【作成段階】

現状調査

(まちあるき点検、アンケート調査、ヒアリング等の実施)

移動等円滑化促進方針の作成

- 市の現状の課題等を踏まえた**バリアフリー化の方針**の設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区**(移動等円滑化促進地区)の設定
- 高齢者・障害者等が日常生活等で利用する**施設及び**当該施設の相互間の**経路の指定**並びにこれらにおけるバリアフリー化の方針の設定
- 届出制度の対象となる区域**の設定
- バリアフリーマップ作成に係る情報提供内容**の設定 等

<移動等円滑化促進地区のイメージ>



見直しに際して具体事業の調整が困難な場合

直ちに具体事業の調整ができる場合

【管理段階】

評価

(バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)

見直しに際して具体事業の調整ができる場合

基本構想の作成

- バリアフリー化のための**事業を重点的かつ一体的に実施することが必要な地区**(重点整備地区)の設定
- 特定事業**等の事業の設定(下記のいずれか一つ以上)
 - ・公共交通特定事業 (エレベーター、スロープの設置等)
 - ・道路特定事業 (歩道の拡幅、段差の解消等)
 - ・路外駐車場特定事業 (車椅子使用者用駐車施設の設置等)
 - ・都市公園特定事業 (スロープの設置等)
 - ・建築物特定事業 (エレベーター、スロープの設置等)
 - ・交通安全特定事業 (音響式信号機の設置等) 等

<事業のイメージ>



見直し

事業がいったん終了したが、新たな事業の設定に至らない場合

【管理段階】

評価

(バリアフリー化の実施状況の調査、分析及び評価の実施)